

とくらこはんまるしえ食品出店者用ガイドライン

食品事故防止のため、ガイドラインをよく読んでからお申し込みください。

原則として山形県の仮設店舗による食品営業取扱要領に従ってください。出店許可については各出店者で取得していただくようお願い致します。

1. 販売可能な対象商品

- ・農作物(および農産加工品)
- ・飲食物(保健所並びに主催者が許可したもの)調理加工品、簡易な調理行為を行うものなど

「露天飲食店営業が不要なもの」

○調理加工品の販売

※菓子製造許可証(菓子、パン等)、そうざい製造業(煮物等)の許可がある店舗又は業者が事前調理し、包装した商品

○既製品の販売(レトルト食品、瓶詰、缶詰等)

○農産物及び加工品(綿あめ、チョコバナナ、焼きトウモロコシ等の簡易な加工食品)

※保健所への届け出は各出店者で行ってください。

「露天飲食店営業が必要なもの」

※保健所にて、露天飲食営業許可または露天飲食店営業許可を必ず取得してください。

※許可の取得には食品衛生責任者の資格が必要です。

○簡易な調理行為を行うもの(直前加熱や食材を切る、飲料を注ぐ行為が必要なもの)

- ・使い捨て容器による提供をお願いします。
- ・ゴミは各店での回収、お持ち帰り願います。

2. 販売不可の商品

保健所の指導に従い、下記の品目は不可とさせていただきます。

- ・一般家庭で製造したもの ・寿司、刺身、生卵、生食用食肉
- ・大量の水を使用する調理工程があるもの(冷たい麺など)
- ・ミキサーを使用する食品(スムージー等)

3. その他注意事項

○野外で電気を必要とする際は、発電機を持参してください。

○館内は火気厳禁になります。火を扱う店舗の出店は西サニタリー駐車場(別紙参照)のみとなりますのでご了承ください。

○衛生面に注意して食中毒などの事故の無いように願います。